

エチオピアでの駐在員事務所 設立ガイド

2017年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

アディスアベバ事務所

海外調査部 中東アフリカ課

【免責条項】.....

本調査レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本調査レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

.....
禁無断転載

はじめに

多くの人口を抱え高い経済成長が続くエチオピアには、外国企業の注目も高まりつつある。本レポートは、エチオピアにおいて駐在員事務所を設立するうえでの必要な手続きと書類、就労許可の取得方法等についてまとめたものである。

同国におけるビジネス進出時または運営時の参考にされたい。

2017年3月
日本貿易振興機構
アディスアベバ事務所
海外調査部 中東アフリカ課

エチオピアでの駐在員事務所設立ガイド

目次

1. 日本での書類準備.....	P. 1
2. エチオピアでの申請前の事前手続き	P. 1
3. 貿易省での商務代表証明書の申請手続き	P. 3
4. 駐在員事務所代表者の就労許可について.....	P. 5
5. 注意事項.....	P. 6
6. 駐在員事務所に関する一問一答.....	P. 7

エチオピアで外国企業がビジネスを始めるには、現地法人や支店などの形態がありますが、本ガイドでは特に関心の高い駐在員事務所の設立について解説します。なお、本説明は日本拠点の傘下に直接、駐在員事務所を置くことを念頭に説明してありますが、海外現地法人から駐在員事務所を設置する場合も、最初に用意する書類の認証地が異なるだけで、原則、同じ書類と手続きが必要となります。

1. 日本での書類準備

まず日本で以下 a と b の書類を用意して地元の公証人の認証を受け、その後、駐日エチオピア大使館に持ち込み、同大使館からの認証を受けなくてはなりません。書類原本は、会社/代表者の控えとなる予備1通を含めて全3通用意することを推奨します。

- a. 日本での会社の法的主体または法的人格が記載されている書類
 - 登録証明書、事業許可、基本定款および通常定款など。
 - i. 申請者が外国企業の駐在員事務所である場合：当事者の日本での登録証明および法的存在を証明する書類。または、主要な事業展開国における同様の証明書類。
 - ii. 当事者が会社組織(法人)の場合：基本定款および通常定款または同様の書類。
- b. 申請者が駐在員事務所代表者に任命されたことを示す取締役会決議、または公式の証明書（人事部からの公式文書等）。文書には、エチオピア国内における駐在員事務所の必要性が記載されていること。

2. エチオピアでの申請前の事前手続き

(1)エチオピアでの全ての手続きは、エチオピアにおける権限を与えられた代表者、または代表者の代表権を与えられた者が実施しなくてはなりません。最終的に駐在員事務所として活動するためには、商務代表証明証（Commercial Representative Certificate）を取得する必要があり、そのためには以下が必要です。

日本で用意した書類の再認証手続き
事務所住所の登録
納税番号登録(TIN)
銀行口座開設と経費振り込み

(2) 駐在員はビジネスビザから就労許可への切り替えも必要です。エチオピアは提出書類に事務所印の押印が求められ、押印がない書類はその場で返却されます。日本で予め事務所印を用意して開設準備にあたる代表者に持たせることをお勧めします。

(3) 上記 1 で準備した書類の原本 2 通 (会社／代表者の控えとなる予備 1 通を含め全 3 通を推奨) をエチオピア外務省で認証を受けた後、書類認証登録事務所に提出します。

エチオピア外務省 – 領事局 (Consular office)

アディスアベバ市内カサンチス (Kazanchis) 地区)

書類認証登録事務所 (The Document Authentication and Registration office)

アディスアベバ市内メキシコ (Mexico) 支所

(注 1) 認証を依頼するカバーレターは必須ではありませんが、あれば役立ちます。

(注 2) 外務省で認証が必要なのは、駐日エチオピア大使館による認証の有効性を証明するためです。書類認証登録事務所に外務省認証済みの書類を提出することで、書類が公式に政府の記録／アーカイブ用に登録され、エチオピアにおいて書類が公式に「認識」されることとなります。

(4) 駐在員事務所の入居物件を決定し、家主とのリース契約を入居物件に最寄りの地区の書類認証登録事務所において認証を受けます。

- ① 外国法人の物件所有には投資許可が必要なため、駐在員事務所の場合はリースのみが選択肢となります。
- ② 家主とのリース契約には、双方の事務所印の押印も必要です。最寄りの地区の書類認証登録事務所で認証を受けた契約の写しは、後に商務代表証明証を取得するためにその他の申請書類とともに貿易省に提出します。

(注 3) 入居物件が立地するケベレ (Kebele、最小単位の行政区) の書類認証登録事務所は、家主を通じて確認することを推奨します。

(注 4) この段階では、納税者登録番号 (TIN) もなく、エチオピア国内に銀行口座も開設できていません。契約締結から実際のリース開始 (賃料支払) ま

では相応の期間を空けるように交渉することをお勧めします。海外から送金してリース料を払うことも可能ですが、TIN を取得した上で、銀行口座を開設し、本社から受領した経費で家主にリース料を支払い、家主に駐在員事務所の企業名と TIN の入った領収書を発行してもらえるようにするのが最善です。商務代表証明書の取得、更新には毎年 10 万米ドルの経費送金が必要なためです。

3. 貿易省での商務代表証明書の申請手続き

- (1) 駐在員事務所の代表者が以下①～③の書類を貿易省（貿易登録・ライセンス局）に提出し、納税者番号（TIN）証明書と銀行口座開設のためのレター発行を依頼します。書類提出先は駐在員事務所の立地する行政区（Sub-City）によって異なります。

貿易省が納税者番号（TIN）証明書のために歳入関税庁（ERCA; Ethiopian Revenue and Custom Authority）宛レター、銀行口座開設のために銀行宛レターを発行します。

- ① 前述の認証を得た全書類の写しを各 1 部（予備として 2 部用意することが望ましい。原本は申請窓口の係官に提示する必要があります）
- ② 申請者の身元確認用にパスポートのコピーを 1 部（予備として 2 部用意することが望ましい）
- ③ 代表者の最近のパスポートサイズの写真 4 枚（背景は白、両方の耳が確認できるように正面を向いているもの）

（注 5）事務所住所がアディスアベバ市のアラダ（Arada）、イエカ（Yeka）、ボレ（Bole）、アカキ（Akaki）の各地区、および、地方都市にある場合は、カサンチス（Kazanchis）地区の貿易省本省（貿易登録・ライセンス局：Trade Registrareion and Licensing Office、1 階インフォメーションデスクの窓口後方内側）に提出します。その他の地区（Sub City）に事務所がある場合は、当該地区の貿易省支所に提出します。

（注 6）歳入関税庁宛レターも銀行宛レターも必ずコピーを手元に保管します。

（注 7）貿易省が銀行宛レターに記載する目的で口座開設予定の銀行名を尋ねてくる可能性があります。この時までには銀行を選んでおくことをお勧めします。

- (2) 駐在員事務所の代表者が歳入関税庁で TIN 証明書の発給を依頼します。必要書類は以下です。事務所の立地先（Sub-City）によって、歳入関税庁の支所で発給となることがあります。

貿易省発行のレター

事務所リース契約書写し（原本提示も必要）

認証済みの書類写しです。

- (3) 駐在員事務所の代表者が現地の銀行口座を開設します。最初に開設できる口座はエチオピア・ブル建てのローカル口座です。必要書類は以下です。

貿易省発行のレター

銀行宛に口座開設を求める会社からのカバーレター

TIN 証明書

認証済みの書類

（注 8）最低預入額の定めはありませんが、口座開設の銀行手数料支払い用に 500 ブルを預けることをお勧めします。

（注 9）駐在員事務所を設立次第、外貨口座開設の承認を改めて求めることはできますが、実際には非常に難しいのが現状です。

- (4) 開設した銀行口座（現地通貨のブル口座）に、エチオピアの駐在員事務所の年間経費として 10 万米ドル全額を海外から送金します。

（注 10）駐在員の給与／報酬費用については、現地で全額入金された後に限り、10 万米ドルから差し引き、経費化することができます。

（注 11）駐在員事務所を撤退する場合、海外送金された年間事務所経費 10 万米ドルの残額は、歳入関税庁が認める会計士が監査を行い、歳入関税庁が税金未払い等がないことを証明した後に国外に送金が可能となります。しかし、実際には手続きは簡単にはいかない想定されており、弁護士等を活用するのが賢明です。もし、駐在員事務所から現地法人に格上げする場合には、外国投資許可証（Foreign Investment Permit）を得ている限り、利益送金が保証されているため、海外への送金は可能です。

- (5) 駐在員事務所の代表者は、事務所宛のドル建て送金を示した入金確認書を用意し、外国送金銀行からの電信振替票とエチオピアの入金銀行からの入金通知を添付して、貿易省（前述 4 の部署）に提出します。

(6) 貿易省は上記手続きが終了したことを示す確認書を発行し、駐在員事務所の代表者は商務登録証の申請フォームを受け取ります。この申請フォームに必要事項を記入し、商務代表証明書の発行を依頼する貿易省宛てカバーレターとともに貿易省に提出します。その後、商務代表証明書が発行されます。

(注 10) 商務代表証明書の更新は、駐在員事務所の代表者がエチオピアの会計年度（西暦の7月8日～翌年7月7日）の初めの4ヵ月以内に①更新済みの就労許可、②10万米ドルの支払/送金を示す銀行取引明細書を貿易省に提出することで可能です。

(7) 貿易省には、駐在員事務所代表者の就労許可申請が迅速に処理されるよう、レターを入国・難民管理局の本局（Main Office of Immigration and Refugee Affairs Authority）宛てに送付するよう、依頼してください（以下の「駐在員事務所代表者の就労許可について」を参照）。**通常は、代表者に対する就労許可のみ発行されます。**しかし、特殊な事情がある場合、財務担当役員（Financial Director）の就労許可に限り、追加申請することができます。

4. 駐在員事務所代表者の就労許可について

ビジネスビザで入国して就労許可に変更することが可能です。また、代表者がビジネスビザで活動するのと並行して就労許可手続きを行うことができます。**滞在 30 日以内に就労許可を申請しなくてはなりません。**

必要書類（原本と写し）

- 記入済みで雇用主が署名した申請フォーム。以下サイトからダウンロード可能。
http://www.investethiopia.gov.et/images/pdf/form-Work_Permit_Request.pdf
- 商務代表者証明書
- 会社から入国・難民管理局宛の、代表者の就労許可を求めるレターの原本 1 通（2 通用意することが望ましい）。レターには、雇用主または権限を委任された代理人の署名が必要。
- 有効なパスポートの雇用者の身元確認ページ
- 代表者のパスポートサイズの写真 1 枚（予備で 2 枚用意することが望ましい）

(1)以上の書類を入国・難民管理局の本局に提出します-Churchill Road から一本入った通りの Black Lion Hospital の隣です - (入口は正面ゲート横の小さなゲート)。

(2)許可を申請します (小さい表示が申請箇所となる本館内の事務所を示しています。通常は 79 番です)。

(3)列に並び順番を待ちます (生体認証登録手続き有)。

(4)支払い後 (約 200 米ドル)、審査官が就労許可を受け取りに来る日を案内します。

5. 注意事項

(1)上記手続きにあたっては、官庁での混雑や書類の確認待ちで長時間拘束される場合がありますので、手続きを代行するファシリテーターを雇うことを強くお勧めします。

(2)すべての認証済み書類とレターの写し (裏と表) を少なくとも 4 通ずつ、常に携帯してください

(3)代表者は次のものを常に携帯してください。

パスポートサイズの写真 8 枚以上

パスポートの身元確認ページ 4 通以上

エチオピアのビザ 4 通以上

エチオピア入国のスタンプが押されたページのコピー 4 通以上

(4)透明のプラスチック製のバインダー／フォルダーを用意し、書類の原本と写しを 1 か所にまとめておいてください。原本と写しでページを分けます。

6. 駐在員事務所に関する一問一答

駐在員事務所設立までにかかる期間の目安	6 週間
銀行口座開設までにかかる期間の目安	5 週間
法的責任は？	無限（責任は会社本部が負う）
外資のみによる独資での設立は可能ですか？	はい
本社の最低登記資本金は？	1 米ドル
年次納税申告書は必要ですか？	いいえ
税登録証明（VAT）は必要ですか？	いいえ
国際取引／法人口座に豊富な経験を有し、かつ比較的顧客サービスレベルが高い銀行は？	Dashen Bank または Zemen Bank（なお、規模では Commercial Bank of Ethiopia が大きく政府 100%保有）
企業担当者も出向く必要がありますか？	いいえ
常駐役員は必要ですか？	いいえ
常駐株主は必要ですか？	いいえ
役員の最低人数は？	1 人
本社の株主の最低人数は？	1 人
納税者番号（TIN）は必要ですか？	はい
法人税率は？	対象外
年次財務諸表は必要ですか？	いいえ
法定監査は必要ですか？	いいえ
監督官庁は？	貿易省
<p>商務代表者が許されている活動は以下ですか？</p> <p>6. エチオピア国内における当事者の製品とサービスの促進</p> <p>7. 当事者によるエチオピアへの投資を可能にするためのプロジェクト調査</p> <p>8. 本社所在国でのエチオピア製品の輸出促進活動</p>	はい
売上請求書は発行できますか？	いいえ
契約締結はできますか？	いいえ
商品の輸出入はできますか？	いいえ
エチオピア国内で事務所を賃借できますか？	はい
エチオピアの不動産を購入できますか？	いいえ
他のエチオピア企業の株式を所有できますか？	いいえ

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20160160>

エチオピアでの駐在員事務所設立ガイド

作成者：日本貿易振興機構（ジェトロ）
〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32
TEL：03-3582-5180（海外調査部中東アフリカ課）
<https://www.jetro.go.jp>

禁無断転載